

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会定款第18条に規定する役員(理事、監事)および第6条に規定する評議員、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会苦情解決に関する規程第4条に規定する第三者委員、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会(以下[役員等]という。)の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(費用弁償の支給対象及びその額)

第2条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償を支給する。

ただし、常勤役員及び職員がその業務等に従事した場合は支給しない。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 第三者委員の職務対応
- (5) 評議員選任・解任委員の評議員選任・解任委員会出席
- (6) 役員等の法人業務のための行動

2 費用弁償額は3,000円とする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。